

【熊谷市中小企業退職金共済掛金補助制度】

この制度は、中小企業者の雇用促進対策の一環として、中小企業退職金共済制度（中退共）または特定退職金共済制度（特退共）に加入されている事業主に対し、掛金の一部を市が補助しております。

◆ **補助対象** ※以下の①～③をすべて満たす事業主が対象になります。

- ① 常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業については5人）以下であること。
- ② 市内に工場、店舗または事業所等を有し、かつ、1年以上の事業実績があること。
- ③ 市税に滞納がないこと。

◆ **従業員の算定**

従業員の算定は、毎年12月31日の実人員数によります。ただし、補助金交付の最終年にあつた事業所においては、補助期間満了日の末日の実人員数とします。

◆ **補助率および補助額**

年間掛金総額の20パーセント以内。ただし、従業員1人あたりの掛金が1か月5,000円を超える場合は、1か月の掛金を5,000円とみなし補助額を算出します。

◆ **補助期間**

3年（1事業主に対し36か月分）

◆ **補助金申請受付期間**

毎年1月に前年分を一括で受付します。該当される事業主の方は、12月分の掛金を払込みのうえ、申請手続きをお願いいたします。

◆ **提出書類について**

提出書類については、市ホームページにて12月に掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

◆ 書類提出先

注意:加入している共済によって、提出先が異なりますので、ご注意ください。

中小企業退職金共済加入事業所

※原則郵送でお願いいたします。

〒360-8601

熊谷市宮町2丁目47番地1

熊谷市役所 企業活動支援課（市役所本庁舎7階）

電話048-594-6820（直通）

特定退職金共済加入事業所

※熊谷商工会議所へ持参していただきますようお願いいたします。

熊谷商工会議所

電話048-521-4600

◆ 中小企業退職金共済制度

国の中小企業退職金共済制度については、中小企業退職金共済事業本部（電話03-6907-1234）へお問い合わせください。

熊谷市中小企業退職金共済掛金補助制度についての問い合わせ先

熊谷市 企業活動支援課（市役所本庁舎7階）

電話048-594-6820（直通）